

盛岡市中心市街地デザイン戦略実装化提案制度の概要 & まちなかウォークアブル推進事業の取組事例

●内容

- (1) デザイン戦略実装化提案制度の概要
- (2) まちなかウォークアブル推進事業とは
- (3) まちなかウォークアブル推進事業補助対象事業
- (4) 他都市事例から想定される社会実験、補助対象



(1) デザイン戦略実装化提案制度の概要

【制度制定の経緯】

- ・ 盛岡市は令和7年に「**盛岡市中心市街地デザイン戦略**」（以下、「デザイン戦略」と表記。）を策定。
- ・ デザイン戦略は、行政と民間が連携し、長期的な展望をもって都市を再編するための土台であり、より魅力的な中心市街地の姿を将来ビジョンとして可視化している。
- ・ 今後、将来ビジョンの具体化に向け、従来の行政主導による公共空間整備ではなく、行政と民間がそれぞれの長所を活かし、役割を担っていくことが必要。
- ・ 盛岡市中心市街地デザイン戦略実装化提案制度は、中心市街地のまちづくりに取り組む企業、団体の提案に基づいて行政と民間が協力して将来ビジョンを形にするための手段の一つ。
- ・ 市の財政支出を伴う提案や最終的にハード整備を伴う提案については、都市整備の具体的な計画となる「都市再生整備計画（まちなかウォークブル推進事業）」と連携して実施。※詳細P5～15

【提案内容の条件】

次のいずれかに該当する内容であること。

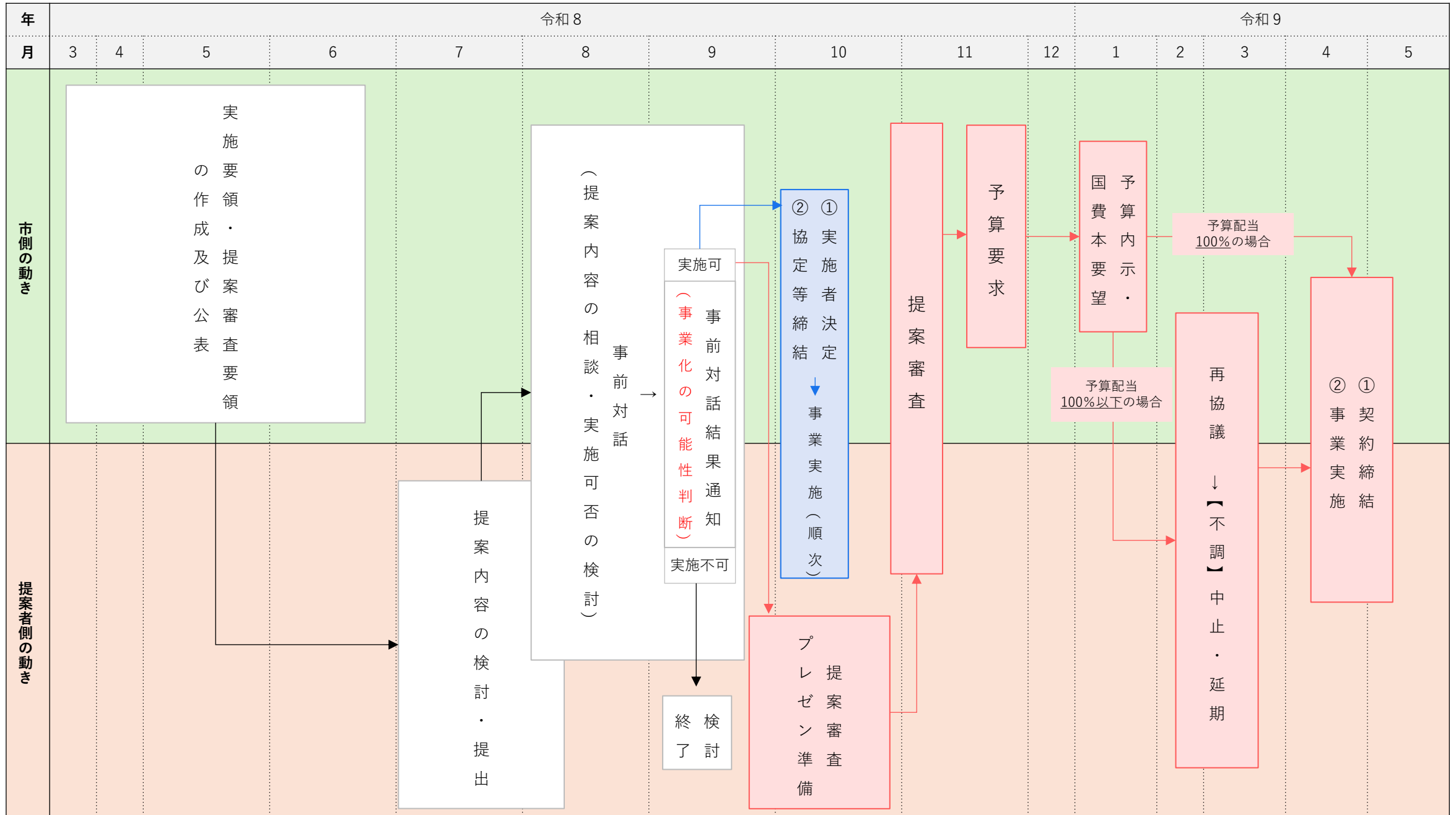
1. デザイン戦略で示す「エリアの課題」の解消に資するもの
2. デザイン戦略で示す「行政の取組」への相乗効果が期待できるもの
3. デザイン戦略で示す中心市街地全体のまちづくりの方針に沿うもの
4. 交通・モビリティのまちづくり方針案や各エリアのまちづくり方針案
に
関
係
す
る
もの

ただし、以下に該当するものは除く。

- ・ 法令等や制度上不可なもの
- ・ 本市が既に発注している業務委託等について、単に受注しようとするもの
- ・ 本市に過度な財政負担が生じるもの
- ・ 本市への要望にとどまるもの
- ・ 政治的、宗教的な立場から特定の主義主張に立脚するもの

【スケジュール】

【凡例】 白色：全体の流れ
 赤色：事業費の市負担有の場合の流れ
 青色：事業費の市負担無の場合の流れ



(2) まちなかウォークラブル推進事業とは

【ウォークラブル事業とは？】

歩きたくなる空間を創出するため、街路の広場化や高質化、道路・公園・広場の整備や改修、外観修景等を行う事業のほか、歩行者の目線である1階フロアを街に開放する目的で建物1階部分を透明化する、街路など公共空間の多様な利活用に関する検討を行うための勉強会や調査、社会実験も事業に含まれます（P7～9参照）。

【補助対象となる内容は？】

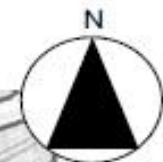
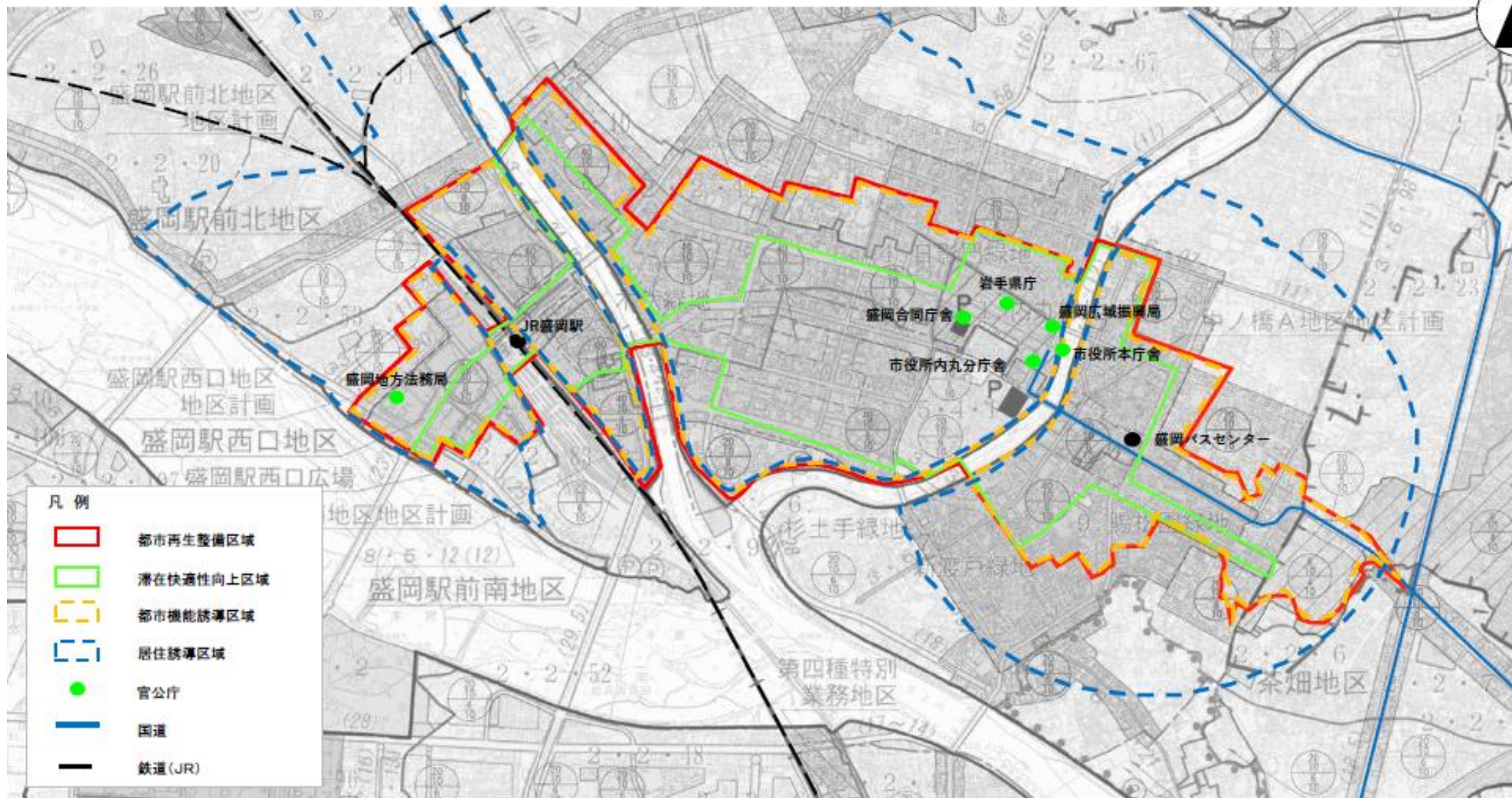
補助対象となる主な事業はP10～15のとおりですが、条件によって補助対象となる場合もあります。道路など公共空間の整備を伴う事業は、管理者である行政が主体になりますが、地域における新たな公共空間の利活用方法等を提案してください。

【どんな提案をすればいい？】

P17以降に他都市等の事例を掲載していますので参考としてください。

【対象区域】

都市再生整備計画(盛岡中心市街地地区)区域図



まちなか ウォーカブル 推進事業の 補助対象



○ウォーカブルな空間整備

- ・道路、公園、広場等の既存ストックの改修・改変
- ・まちなかウォーカブル区域を下支えする周辺環境の整備
例) 街路の広場化、バリアフリー環境の創出
公共空間の芝生化・高質化等

○アイレベルの刷新

- ・沿道施設の1階部分をリノベーションし、市民に開かれた民間による公共空間の提供
- ・1階部分の透明化等の修景整備
例) 沿道施設の1階部分の開放、市民に開かれた公共空間の提供等

○滞在環境の向上

- 『滞在環境整備事業』を新たに基幹事業として創設
- ・滞在環境の向上に資する屋根やトランジットモール化に必要な施設等の整備
- ・滞在環境整備に関する社会実験やコーディネート等の調査
例) 社会実験の実施、デザイン検討・利活用施設の導入等

○景観の向上

- ・景観資源の活用
例) 外観修景、照明施設の整備、道路の美装化等

※出典 国土交通省都市局街路交通施設課
「まちなかウォーカブル推進事業について」



歩きたくなる空間の創出

■ 街路等の広場化



■ 道路・公園・広場の整備、改修・改変



■ 街路等の芝生化・高質化



■ 駐車場出入口付替



ウォーカブル区域側の駐車場出入口を閉鎖

■ 外周道路等の整備



環状道路の整備による通過交通の分散



■ 外観修景



歩行者目線の1階をまちに開放

■ グラウンドレベル修復整備



建物1階部分を透明化し、
まちとの一体感を提供

■ 既存建築物リノベーション



空き店舗を改修し、
開かれた1階部分に地域拠点を形成

既存ストックの多様な主体による多様な利活用

■ 街路空間の利活用



■ 公共空間利活用施設整備



給排水
設備



電源
設備

開かれた空間の滞在環境の向上

■ 滞在快適性向上施設



ストリートファニチャーの設置

■ 社会実験・コーディネート・運営支援



パークレット社会実験

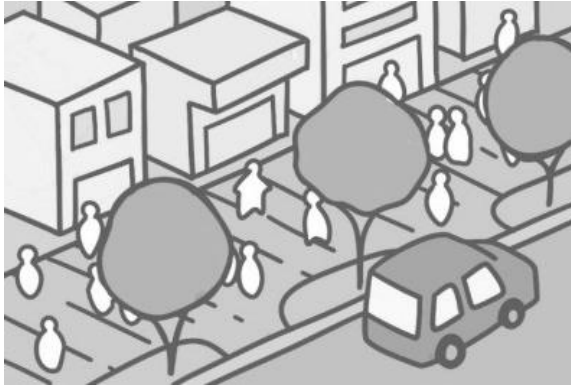


合意形成に向けたコーディネート

※出典 国土交通省都市局街路交通施設課
「まちなかウォーカーカブル推進事業について」

(3) まちなかウォーカーブル推進事業補助対象事業

(都市再生整備計画関連事業ハンドブックより)



①道路整備

【概要】地域の課題に対応する道路整備

【交付対象】地域高規格道路等大規模な事業を除く新設、改築又は修繕



②公園

【概要】まちづくりの目標を達成するための公園整備

【交付対象】2ha以上の公園や地区内の住民の利用に供する公園の整備



③地域生活基盤施設

【概要】地域の個性や特徴を発揮し、快適性や景観にも配慮した施設整備

【交付対象】緑地、広場、駐車場（荷さばき駐車場、駐車場出入口付替及び共同駐車場を含む。）、公開空地（屋内空間を含む。）情報板など



④高質空間形成施設

【概要】地域の個性や特徴を発揮し、快適性や景観にも配慮した施設整備

【交付対象】緑化施設（植栽、カラー舗装・石畳、照明施設、ストリートファニチャー・モニュメント）、歩行支援施設・障害者誘導施設等（エレベーター、エスカレーター、スロープ、融雪装置、バリアフリー対応の公衆トイレ、音声案内施設、点字ブロック等）



⑤計画策定支援事業

【概要】グリーンインフラの整備によるカーボンニュートラルに資する取組とともにウォークブル空間形成の達成に向けて、どのような取組が必要であるかを検討するための調査や社会実験等を行う事業

【交付対象】幅広くどのような取組が必要であるかを検討するために実施する、調査、社会実験、コーディネート等に要する費用

⑥エリア価値向上整備事業

【概要】

まちの既存ストックを最大限の利活用し、エリアの価値向上に資する人間中心・機動的なまちづくりを支援する事業。官民それぞれの費用負担、持続的な役割分担・ルールを都市再生整備計画への位置付けることが必要。

【事業イメージ】

- ・過去の事業により整備された街路や駅前広場、商店街等の既存ストックを最大限に活用し、まちなかの賑わいを再生

【交付対象】

- ・既存ストックを活用した地域生活基盤施設及び高質空間形成施設の整備
- ・情報化基盤施設（センサー、ビーコン、画像解析カメラ、スマートライト等）の整備に要する費用
- ・都市再生整備計画の目標を達成するために必要なサービス提供のための設備の導入に要する費用（シェアモビリティなど）



⑥ エリア価値向上整備事業（つづき）

【交付対象】

- ・ 情報の収集・発信等のためのシステム基盤整備に要する費用
- ・ 社会実験の実施及びコーディネート等に要する費用
- ・ まちづくり構想・計画検討経費（調査、社会実験、コーディネート等）



⑦ 暑熱対策事業

【概要】まちづくりとあわせた都市の暑熱対策に資する取組に対して総合的な支援を強化する事業

【交付対象】

緑化施設、水盤・親水施設、透水・保水性舗装、日よけ施設等ので線的・面的に実施される暑熱対策に資する施設であって、通年利用するものの整備に要する費用



⑧滞在環境整備事業

【概要】ウォークアブルな滞在環境創出を図り、車中心から人中心の空間に転換するための施設整備や社会実験等を行う事業

【交付対象】

- ・社会実験、コーディネート等の滞在環境整備の推進に関する事業等に要する費用
- ・屋根、トイレ、倉庫、トランジットモール化に必要な施設（停留所の施設、シェルター等）等の滞在者の快適性の向上に資する施設の整備に要する費用
- ・滞在者等の滞在及び交流を促進することを目的とした施設（公衆無線LAN等が整備され地域内外の交流を促進するものに限る。）を、既存の建造物を活用して整備する事業に要する費用（まちなかハブなど）
※まちなかハブイメージ＝オープンスペース+デジタルデバイス利用環境+ファニーチャー
- ・滞在環境や回遊性の向上に資するシェアモビリティの導入に必要なポート、ポートのゲート、精算機及び登録機等の設備の整備に要する費用



⑨提案事業

【概要】

地域の創意工夫を活かしたハード事業やまちに魅力と潤いをもたらすソフト事業として、事業活用調査（A）、まちづくり活動推進事業（B）、地域創造支援事業（C）が事業として設定

【交付対象】

A→既にも実施している（実施予定）交付対象事業の活用に関する調査費用

例）道路整備とあわせた沿道の景観計画の策定など

B→住民の自主的な取組の下で行われるまちづくり活動の費用

例）ワークショップの開催、専門家の招聘など

C→市町村の自由な発想、提案に基づく事業の費用（ハード事業も可能）

例）耐震改修、空き店舗改修、地域資源の発掘など

※①～⑨の他にも補助対象となる場合がありますので、御相談ください。

原則として、**以下の経費は交付象外とされていますので、御注意ください。**

- ・収益見込みが維持・管理費を大幅に上回る施設整備
- ・単に施設等の経年的な劣化に対応するための原状回復を行う維持・修繕に要する経費
- ・日常的な施設の管理・運営に係る人件費等の維持管理費
- ・従前から定例的に実施しているお祭り・イベント等の経費

●民間事業者等が実施する事業への直接的な補助（直接補助）

【概要】

まちなかウォークアブル推進事業の補助対象事業について、市町村ではなく民間事業者等が実施主体となっていく制度

※市町村は都市再生整備計画の関連事業として位置づけ

【交付対象】

- ・補助対象は各種基幹事業及び提案事業（例①～⑨）。
- ・民間所有、管理の施設であっても、広く公共に開かれており便益が行き渡るものであれば対象にすることができる。

→現在、都市再生整備計画（盛岡中心市街地地区）において、NTT東日本(株)岩手支店第1ビル（中央通一丁目）を対象に実施中

(4) 他都市事例から想定される社会実験、補助対象



※写真 大丸有エリアマネジメント協会HP

○道路空間再配分、パークレット事業

【期待される効果】

- ・賑わい、滞在・交流空間の創出
- ・安全・安心な空間の形成（路上駐車抑制、車両速度抑制）
- ・良好な景観への寄与（ブランディング、デザインコード）
- ・エリアマネジメントの財源となる収益事業



※写真 神戸市HP（KOBEパークレット）

【想定される社会実験】

- ・撤去可能なパークレット、ポストコーン等により路肩、車道空間を歩道化
- ・シェアサイクル
- ・有料路上駐輪場
- ・自転車を車道へ誘導（標示や車道側への駐輪場入口設置）
- ・将来的なデジタルサイネージ設置を意識した情報発信機能の付与
- ・一方通行や車両進入禁止による交通量影響調査
- ・横断歩道の設置実験（歩行者と車両の平面交差化）

【ウォークブル補助対象】

- ・勉強会費用（コンサル委託、資料作成）
- ・社会実験費用（パークレット等仮設資材作成・設置費用）
- ・シェアサイクル委託費用
- ・交通量影響調査、概略設計（コンサル委託）

○外観修景、照明施設設備事業

【期待される効果】

- ・賑わい、滞在・交流空間の創出
- ・安全・安心な空間の形成
- ・良好な景観への寄与（ブランディング、デザインコード）
- ・エリアマネジメントの財源となる収益事業

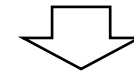
【想定される社会実験】

- ・歴史風情にマッチした仮設照明を設置し、夜間も安心安全で居心地の良い空間を形成する実証実験
- ・道路上にベンチ等滞在空間向上施設を設置
- ・一方通行や車両進入禁止による交通量影響調査

【ウォークアブル補助対象】

- ・勉強会費用（コンサル委託、資料作成）
- ・社会実験費用（仮設照明資材作成・設置費用）
- ・交通量影響調査、概略設計（コンサル委託）

その他、国土交通省 官民連携まちづくりポータルサイト
「まちを使いこなしている事例」で多数の事例が紹介されていますので御参照ください。<https://www.mlit.go.jp/toshi/example/>



※写真 須賀川市HP（須賀川南部地区
エリアプラットフォーム/令和4年度の取組）